

市有施設の「屋根貸し」による太陽光発電事業における質問書(第二次受付期間分)に対する回答

番号	質問	回答
1	学校・団地(住宅)以外の施設で、発電量50kVA以上を計画した場合、受変電設備を地上に置く事は可能でしょうか。	条件付可。 本事業において事業者へ使用の許可をする場所は、原則、当該施設の屋上(屋根)部分に限ります。 その他に使用したい場所がある場合は、事業予定者が別途市と協議をしてください。なお、協議の上、その他の場所に使用の許可等を受けて設置した設備等も事業終了後に撤去し、原状復帰をしてください。また、その場所における使用料は市の条例に基づく金額のため、応募した企画提案書の金額と異なる場合があります。
2	屋根から電力会社の系統へ接続するために、構内(校内)へ電柱又は鋼管柱を建設する事は可能でしょうか。	質問番号1に対する回答に同じ。
3	着手前に雨漏りが相互同意の上確認された場合でも、事業者負担で防水を行うのでしょうか。(使用料へ当然反映される内容であり、範囲、規模等が不明確です。)	事業者は、事業着手前の雨漏りの有無に関わらず、屋上(屋根)部分の防水施工を行うものとしており、例外は、市が不要と判断した場合に限ります。 また、防水施工する部分は、屋上(屋根)部分の使用場所(発電設備等の設置場所)だけでなく、使用する1枚の屋根を全て防水施工するものとします。 (1事業概要 (5)条件等シ 参照)
4	実施要領1(5)の才及び力の書類は、いつまでに提出する必要があるか。プロポーザルの提出期限までに提出できない場合、当該施設の提案はできないのか。	実施要領1(5)の才及び力の書類は、事業予定者が提出するものです。 審査の結果、本事業の実施者として選定された事業予定者に、構造上の安全性を証する書類等を提出していただきますので、応募の際は必要ありませんが、事業予定者として提出できることを前提に応募してください。 (1事業概要 (3)事業内容 並びに (5)条件等才及び力 参照)
5	提案した施設に関し、工事の着手前に既に雨漏り等が認められた場合、この復旧に要する費用は、事業提案者の負担となるのか。	事業を実施しようとする屋根(屋上)部分に雨漏り等の原因がある場合は、事業者が費用負担の上、雨漏りをしないように防水施工をしてください。その他の部分からの雨漏りへの対応は、必要ありません。
6	(本事業において)設置した機器等へ固定資産税の負担が発生しますか。	太陽光による発電事業を行っていただきますので、事業に係る設備等は全て償却資産として課税対象となります。事業者には、その固定資産税を納めていただきますので、応募者は固定資産税をはじめとする各種税額も経費として積算してください。
7	万一、小・中学校において、少子化の影響等による統廃合が行われた場合でも、行政財産使用許可の更新は行えますか。	今後20年間の存続が見込まれる39施設を、本事業における対象施設(事業提案できる施設)としています。将来的に学校の統廃合があったとしても、建物自体は存続しますので、使用は可能です。

8	質問番号7において、更新ができない場合は代替施設の提供はありますか。	原則として、全ての施設で20年間の使用は可能です。ただし、災害等やむを得ない事情により施設が使用できなくなった場合は、この限りではなく(1事業概要 (5)条件等参照)、この場合は代替施設の提供はありません。
9	50KW以上の高圧連系となる場合、キュービクルが必要となりますが、それら付帯設備の地上設置は可能ですか。また、その際、それらを有効面積と判断しますか。	質問番号1に対する回答に同じ。
10	総合体育館の場合、建物から最寄の電柱まで約200メートル程ありますが、敷地内に引き込み用電柱を建てる事は可能ですか。それとも、地中埋設になりますか。	質問番号1に対する回答に同じ。
11	発電状況モニタ(ディスプレイ)に、事業者の名称及び広告宣伝を入れることは可能ですか。	可。 モニタの枠等に、発電事業者の名称を記載するなどの広告宣伝を入れることは可能ですが、モニタはあくまでも発電状況を表示するものを基本としてください。